

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第一医師の項中「障害者支援課（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下別表第三において同じ。）に派遣される者に限る。）」を「障害者支援課（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下同じ。）に派遣される者に限る。）」に改める。

別表第二薬剤師の項中「市町村」の下に、「又は公益的法人等」を加え、同表栄養士の項中「総合リハビリテーションセンター」を「保健医療政策課（公益的法人等）に派遣される者に限る。）」に改める。

「保健医療政策課（公益的法人等）に派遣される者に限る。）」を「保健医療政策課（公益的法人等）に派遣される者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。